

2021 年度院内体制整備支援事業 実施要領【二次公募】

1 事業の目的

2021 年度 院内体制整備支援事業（以下「本事業」という。）は、臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施する体制を構築するため、臓器移植法ガイドライン第 4 の 3 に定める脳死下での臓器提供が可能な施設類型に該当する施設（以下「5 類型施設」という。）を対象に、当該施設の状況に応じて、院内の各部門間の連携及び都道府県コーディネーターをはじめとする院外の移植医療関係者との連携の下で、院内コーディネーターの設置、院内マニュアルの作成や実際の臓器提供を想定したシミュレーション、院内研修の実施、院外研修への参加などを実施することにより、脳死下及び心停止後臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができる院内の体制を整備することを目的とする。

2 実施施設の要件

本事業は、次の要件を満たす医療機関が実施する。

- (1) 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「JOT」という。）に本事業の実施に係る申請書を提出し、承認された医療機関（以下「実施施設」という。）。
- (2) 本事業の申請時に 5 類型施設に該当する施設であり、かつ病院の方針として脳死下及び心停止後臓器提供に関する体制を整備することが合意されている医療機関。ただし、5 類型施設であるか無いかを問わず、今後施設として、臓器提供に備えた院内体制を整備する方針の場合は、実施施設とする場合がある。

3 実施プランの定義

実施施設は自施設の臓器提供に関する院内の体制整備（以下「体制整備」という。）の状況に応じて次のプランから該当するプランを選択し、事業を実施する。ただし、5 類型施設に該当しない施設の場合は、体制整備の状況を問わず、プラン A として事業を実施する。

- (1) プラン A：過去に脳死下臓器提供を行ったことがなく、臓器提供に備えた院内の体制整備を新規に行う施設を対象とする。臓器提供に備え、院内体制を新たに構築することを目標とする。
- (2) プラン B：脳死下臓器提供の有無は問わず、脳死下臓器提供に備え、選択肢提示（終末期患者の家族へ臓器提供に関する情報を提供すること）や意思表示を可能とする院内体制がある程度構築されており、さらに、円滑に脳死下臓器提供を行う為の院内体制整備を実施する施設を対象とする。申出があったときに円滑に脳死下臓器提供を行う為の院内体制を完備することを目標とする。
- (3) プラン C：過去に脳死下臓器提供を行ったことがあり、脳死下臓器提供に備え

た院内体制が構築されている施設を対象とする。脳死下臓器提供の体制を維持するとともに、より円滑な脳死下臓器提供を行う為の院内体制の維持向上と、常に選択肢提示ができる体制を構築することを目標とする。

4 助成金の交付上限金額

各プランの助成金の交付上限金額は次の各号のとおりとするが、上限金額を超える場合は、事前に協議の上、事業の目的等と照合しその範囲について決定する。

- (1) プラン A : 100 万円
- (2) プラン B : 70 万円
- (3) プラン C : 60 万円

5 助成金の対象となる活動

実施施設は、次の各号に定める事業において、プラン毎に定められた活動を実施する（別紙1）。なお、活動の詳細は、別紙2に定める。

(1) 臓器提供に関する院内体制を構築/継続するための基礎事業

- ①臓器提供に関する委員会・会議の開催
- ②院内マニュアル（脳死下提供、心停止後提供、児童虐待対応等）の作成、見直し・改訂

(2) 臓器提供に関する院内体制を構築/継続するための研修事業

- ①臓器移植医療に関する院内研修会の開催
- ②JOT が主催する各種研修会等への職員の派遣（別紙3）
- ③各種学会との共催セミナーへの職員の派遣（別紙3）

(3) 臓器提供に関するシミュレーションの実施

院内マニュアルの読み合わせなどの机上シミュレーションを行うこと。その上で、段階別・パターン別シミュレーションを実施することが望ましい（別紙4）。

6 助成金の対象経費

助成金の対象経費は、本事業の活動に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費及び雑費とする（別紙5）。

7 交付の条件

実施施設は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を助成金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

8 事業の実施手順

本事業の実施の手順については、次の各号のとおりとする。

(1) 本事業の申請

本事業の実施を希望する施設は、事業実施申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式、第2号様式①）、体制整備状況報告書（第3号様式）及びその他参考となる書類を添えて、JOTに提出する。

事業実施申請書（第1号様式）の事業計画書による経費総額は、事業ごとに算出された額の合計額とする。ただし、事業ごとに算出された額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

●申請書提出締切日・・・2021年5月31日必着

(2) 実施施設の決定

JOTは、提出された前号の書類に基づき、予算の範囲内で実施施設、プラン及び助成金交付金額を決定する。

(3) 実施施設の決定通知

JOTは、決定した実施施設に対し、本事業の助成金交付決定通知書（第4号様式）を送付する。

(4) 事業の完了（交付の請求）

事業に係る全ての費用の精算を終了し、成果を取りまとめの上、助成金交付請求書・報告書（第5号様式、第5号様式①）、成果報告書（第6号様式）、院内活動に関する報告書（第6号様式別紙1）のほか、必要書類や参考書類をJOTに提出する。JOTは、助成金交付請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、審査の結果、助成金の交付を適当と認めるときは、必要書類の完備を条件として、助成金を交付する。

助成金交付の請求額は、事業ごとに算出された額の合計額とする。ただし、事業ごとに算出された額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

●助成金交付請求書、成果報告書 提出締切日・・・2022年4月10日必着

(5) 提供施設委員会への報告

実施施設の事業内容や決算等については、外部有識者で構成された提供施設委員会へ報告を行う。また、今後の院内体制整備に寄与すると考えられる活動や提供施設委員会から求められた事項については、協力要請をすることがある。

9 留意事項

(1) 体制整備に際しては、「医療チーム」を設置することが望ましい。なお、設置にあたっては、「臓器提供施設ハンドブック※1」を参照すること。

※1 監修：厚生労働科学研究補助金「脳死下、心停止下の臓器・組織提供における効率的な連携体制の構築に資する研究、研究班」、発行所：株式会社へるす出版

(2) 別紙2に定める助成金の対象となる活動については、自施設の体制整備状況に応じて、一部の活動に偏らないように実施すること。

(3) コロナ禍の状況に鑑みて、5(2)の院内研修会や職員派遣については、オンラインで実施する等の代替措置を講じること。

(4) マニュアルの作成については、JOTのHPに掲載する「臓器提供施設マニュアル※2」や「心臓が停止した死後の腎臓提供に関する提供施設マニュアル※3」を活用すること。

※2 https://www.jotnw.or.jp/files/page/medical/manual/doc/flow_chart01.pdf

※3 <https://www.jotnw.or.jp/files/page/medical/manual/doc/zinzo-teikyo-manual.pdf>

(5) シミュレーションの実施や院内の教育研修にあたっては、日本臓器移植ネットワークの教育・研修システム(J-ELS 通称：ジェルス)※4等も活用すること。

※4 https://j-els.study.jp/rpv/medical_lp.aspx

(6) 事業の応募にあたっては、厚生労働省のホームページに掲載されている「心停止後臓器提供に関するQA(医療機関の方向け)※5」を参考にすること。

※5 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/zouki_ishoku/qa.html

(7) JOTの他の助成金を受けている施設は、他の事業において同一事項の活動を重複して実施することがないように留意すること。また、事業間の予算の流用は認めない。

10 不正行為への対応

JOTは、実施施設において、助成金の他の用途への使用、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令への違反等、不正の疑いがあると認められる場合は、事実関係を調査したうえで必要に応じ、決定した助成金の全額又は一部を取り消す等、厳正に対応する。

1.1 助成金の返納

JOTは、実施施設が上記10に該当したと認める場合は、当該実施施設に対し交付した助成金の全額又は一部の返納を命ずることができる。

1.2 端数の処理

本事業における請求金額等の計算において1円未満の端数がある時は、これを切

り捨てる。

1.3 成果の普及、データの取扱い

本事業の報告と成果の普及、データの取扱いについては、次の各号のとおりとする。

(1) 成果の普及

JOTは、実施施設の協力を得て、事業計画書において定めた成果目標の達成状況を把握し、実施施設等による事業内容の発表や JOT ホームページでの公表等を通じて、事業による成果の普及を行う。

(2) データの取扱い

JOTは、当該事業で取得した各種調査の情報について、当該事業目的の達成に必要な範囲で利用し、各種法令や倫理指針、JOTの個人情報保護方針等に基づき、厳正に取扱うものとする。

1.4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、2021年4月1日～2022年3月31日とする。

1.5 制定と改廃

この要領の制定と改廃は、JOT 理事長の承認を得て行う。

附 則 この要領は、2021年4月30日から施行する。